

概要版

広陵町第4期障がい者計画
広陵町第7期障がい福祉計画
広陵町第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
広陵町

計画の趣旨

広陵町(以下、「本町」という。)では、平成30年3月に「広陵町第3期障がい者計画」を策定し、『障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまち』の基本理念の実現に向けて、幅広い分野における障がい福祉施策に取り組んできました。また、令和3年3月に「広陵町第6期障がい福祉計画・広陵町第2期障がい児福祉計画」を策定し、本町のサービス提供体制のさらなる整備と充実を図りました。

国においては、令和3年に「障がい者差別解消法」が改正(令和6年施行)され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務づけられるなど、障がい者に対する理解や配慮の広がりがより一層求められています。また、令和4年に改正された「障がい者総合支援法」(令和6年施行)では、地域生活の支援体制の充実、就労支援の推進に加え、精神障がい者や難病患者への支援体制の強化が求められています。

今回、「広陵町第3期障がい者計画」及び「広陵町第6期障がい福祉計画・広陵町第2期障がい児福祉計画」は令和5年度をもって計画期間が終了することから、これまでの取り組みを検証し、本町の障がい者福祉を取り巻く現状や課題、また、新たな国の障がい者制度や県の動向等を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「広陵町第4期障がい者計画」及び「広陵町第7期障がい福祉計画・広陵町第3期障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6か年とします。ただし、「広陵町第7期障がい福祉計画」及び「広陵町第3期障がい児福祉計画」は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年とします。

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
広陵町 障がい者計画	第4期					
広陵町 障がい福祉計画	第7期			第8期		
広陵町 障がい児福祉計画	第3期			第4期		



基本理念

障がい者が生涯を通じて いきいきと暮らせるやさしいまち



障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える地域づくりに取り組むことにより、障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまちの実現を目指します。

基本目標

1 日々の暮らしを支えるまち

障がい者やその家族が安心して地域で生活ができるよう、各関係機関との連携を図り、一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえた総合的な相談支援体制の充実に取り組みます。また、本人の思いを汲み取ることでできるケアマネジメント体制の充実に努めます。

2 生涯を通じて暮らせるまち

障がい者が地域で充実した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービス提供体制の充実にに向けた施策を展開します。また、入院患者の早期退院と社会復帰に向けた体制の構築や、障がい児や発達に課題のある子ども一人ひとりの個性に応じた療育・保育・教育の充実に努めます。

3 安全・安心なまち

障がい者が、日常生活において安全で安心な生活ができるよう、防犯対策や交通・移動対策に取り組むとともに、災害時の支援体制や生活環境の整備を進め、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

4 自立した生活を支えるまち

働くことを通じて経済的な基盤を得るとともに、自信や喜び、生きがいを見出し、自分らしく生活できるよう、雇用における支援体制の強化・推進に努めます。さらに、障がい者も参加できるスポーツ・文化芸術活動等、地域における様々な活動を展開し、参加を促す取り組みを推進します。

5 とともに支え合うやさしいまち

「共生のまちづくり」を目指し、障がいや障がい者に対する正しい知識や合理的配慮、関連する法律や諸制度の周知・啓発、差別解消や権利擁護等の生活にかかわる支援に取り組めます。



第4期障がい者計画

基本目標

1

日々の暮らしを支えるまち

1 情報提供の充実

障がい者が地域で安心した生活を送るためには、必要な情報を的確に伝えることが重要です。

広報や窓口、ホームページ等あらゆる手段を用いて情報提供に努めるほか、各関係機関との連携を図り、情報提供体制を充実することが必要です。

① 制度、サービスや活動に関する情報提供

② 情報環境の整備



2 相談支援体制の充実

障がい者が地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえたきめ細かな相談支援体制の構築が必要です。

多様化かつ複雑化している相談内容に対応できるよう、相談支援体制の強化とともに、より相談しやすい環境を整える必要があります。

① 相談窓口の一元化

② 相談事業者の育成・確保

③ 身近な相談場所の充実



3 ボランティアの育成

本町では、広陵町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人の相談窓口として、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供等を行っています。

ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、ボランティアの育成が重要となります。

① 身近な地域での見守り

② ボランティアセンターの機能強化

③ ボランティア活動の条件整備

④ 関係団体の活動支援



SDGsアイコンの掲載について

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、平成28年から令和12年の15年間で達成するために定められた国際目標です。各施策において、SDGsの目標に関連する主なアイコンを掲載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



生涯を通じて暮らせるまち



1 生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、福祉サービスの内容の充実やサービス提供者の質の向上を図る必要があります。

また、家族介護者への支援や福祉サービスの再整備、介護保険との連携等に加え、障がい児に対する支援ニーズの増加に対応するため、サービスの充実・強化が必要です。

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域移行の推進
- ③ 経済的自立の支援
- ④ 関係機関との協力体制の構築
- ⑤ 福祉人材の養成・確保
- ⑥ 家族介護者への支援

2 保健・医療サービスの提供



障がい者が生活の様々な場面において、社会的に自立し、安心できる環境を築くために、かかりつけ医に相談しながら、必要なときに専門医療を受けられる医療体制が重要です。

また、長期入院患者の地域移行を支援するために、地域での支援体制を整備することが重要です。

- ① 医療・保健の充実
- ② 早期発見・対応
- ③ 社会復帰への支援
- ④ 退院促進の支援
- ⑤ 精神疾患に関する広報・啓発



3 療育・教育の充実



障がい児や発達に課題のある子どもの個性や能力を最大限に生かすためには、一人ひとりの個性に応じた療育・保育・教育を早期に確保することが重要です。障がい児の数は増加傾向であるため、障がい福祉サービスや療育・教育体制のより一層の充実が求められています。

本町では、新生児の訪問指導や健康相談・乳幼児の心身の発達段階に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期療育の支援を行っています。

難病や障がいの疑いがある場合は、保健所やこども家庭相談センター等と連携を図り対応していきます。

- ① 早期発見・早期療育体制の充実
- ② 保育・就学前後教育の充実
- ③ 相談支援の充実
- ④ 教育の充実
- ⑤ 支援者の専門性の向上
- ⑥ 障がいに対する理解促進
- ⑦ 学校施設の整備改善（施設と心のバリアフリー）



1 日常生活における安全・安心の確保

日常生活において安全・安心に暮らすために、さらなる外出支援の充実と、犯罪に巻き込まれない体制づくりが必要です。

- ① 交通・外出支援
- ② 防犯対策の整備



2 災害時の安全・安心対策の強化

本町においては、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報に留意しながら、援助が必要な人の把握に努めてきました。

今後は、地域における災害時の支援体制の整備することが求められています。

- ① 知識の普及・啓発
- ② 災害時要配慮者への防災対策



3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

バリアフリーに対応した施設の整備を進めるとともに、誰もが安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に取り組みます。

- ① 住みよい福祉のまちづくり
- ② 公共施設の整備
- ③ 道路の整備



自立した生活を支えるまち

1 雇用と就労・就労定着の推進

障がい者の就労を促進するためには、企業等における受け入れ体制の整備や、障がいに対する理解があることが重要です。

障がい者の安定的な就業生活の維持のために、企業や関係機関等と連絡調整を行い、きめ細かな相談・支援体制の整備が必要です。

- ① 就労の移行を進める支援策
- ② 雇用と福祉の連携
- ③ 職業相談機能の充実
- ④ 就労定着のための支援



2 社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進するためには、スポーツ・文化・芸術活動等、地域における様々な活動に参加できる環境を整えることが重要です。

障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動の推進に加え、施設におけるより一層のバリアフリー化の推進や、誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの充実が求められます。

- ① 身近な生涯学習機会の充実
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③ スポーツ施設のバリアフリー化



ともに支え合うやさしいまち

1 理解と啓発の促進

本町においては、「人権週間」や「障がい者差別解消法」に関する広報等での周知とともに、小・中学校において理解と啓発の促進に関する取り組みを推進してきました。

今後は、障がいに対する理解促進のため、あらゆる啓発方法の検討及び福祉講座や講習会の内容の充実を図り、住民が互いに支え合い、助け合える環境づくりを進めます。

- ① 障がいや障がい者に関する正しい理解と認識の啓発
- ② 学校教育における取り組み ③ 地域における啓発

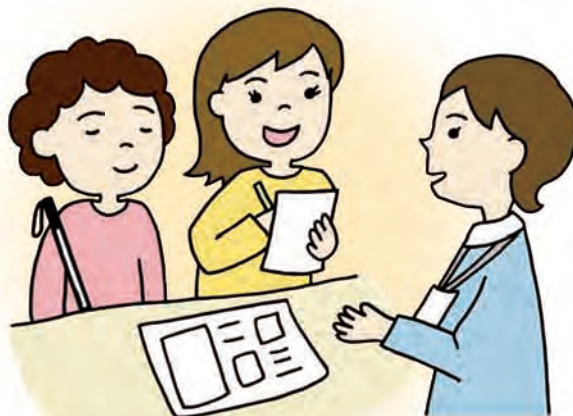


2 差別解消及び権利擁護の推進

本町においては、自らの判断でサービスを選択したり、契約ができない障がい者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の実施に取り組んできました。

今後は、これらの権利擁護に加え、差別解消及び合理的配慮を推進することで、障がい者が生涯を通じて心豊かな生活を実現できるよう、取り組みを進めます。

- ① 障がい者差別解消法の適切な運用及び障がいを理由とする差別の禁止
- ② 合理的な配慮の実施 ③ 権利擁護の推進



第7期障がい福祉計画

令和8年度までの成果目標

障がいの有無にかかわらず地域でともに暮らす共生社会の実現を目指し、国の基本指針に従い以下の目標を定めました。

● 施設入所者の地域生活への移行

国では、施設入所者の地域生活への移行を進めるため、数値目標を設定しています。本町においても、国の指針に基づいて目標を設定し、施設入所者の削減を目指すとともに、地域生活への移行を進めます。



● 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、緊急時の対応が図られる地域生活支援拠点の整備が求められています。

これまで中和地区3市1町（香芝市・葛城市・大和高田市・広陵町）で整備を進めてきましたが、各自治体のニーズや考え方が異なるため、今後は本町独自の方針で、住民が安心して利用できる拠点づくりを推進していきます。



● 福祉施設から一般就労への移行

国では、就労移行支援事業等を通じて、福祉施設から一般就労への移行を促進するための目標を定めています。また、一般就労へ移行した人に対し、就労定着支援事業の利用を促進し、就労定着率の向上を図るため、数値目標を設定しています。

本町においても、国の指針に基づいて目標を設定し、一般就労への移行を促進するとともに、就労定着率の向上を目指します。

● 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を実施する基幹相談支援センターの設置が求められています。

中和地区3市1町自立支援協議会において、基幹相談支援センターの設置について協議するとともに、相談支援体制の充実・強化に努めます。

● 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

国では、障がい福祉サービスの利用者のニーズに沿ったサービスを提供するため、市町村職員対象の研修の充実や利用状況の分析など、サービスの質の向上を図る取り組みを求めています。

本町においても、障がい福祉サービスの質の向上を図るための体制の構築に努めます。



障がい福祉サービス

障がい福祉サービスには、①訪問による在宅でのサービスや外出の支援を行う「訪問系サービス」、②入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行う「日中活動系サービス」、③入所施設等で住まいの場（夜間）におけるサービスを行う「居住系サービス」、④サービス等利用計画の策定や地域生活に移行する際の相談を行う「相談支援」があります。

● 訪問系サービス

- ◆ 居宅介護 ◆ 重度訪問介護 ◆ 同行援護 ◆ 行動援護 ◆ 重度障がい者等包括支援

● 日中活動系サービス

- ◆ 生活介護 ◆ 自立訓練（機能訓練） ◆ 自立訓練（生活訓練）
- ◆ 就労選択支援 ◆ 就労移行支援 ◆ 就労継続支援（A型）
- ◆ 就労継続支援（B型） ◆ 就労定着支援 ◆ 療養介護
- ◆ 短期入所（ショートステイ）



● 居住系サービス

- ◆ 自立生活援助 ◆ 共同生活援助（グループホーム） ◆ 施設入所支援

● 相談支援

- ◆ 計画相談支援 ◆ 地域移行支援 ◆ 地域定着支援



地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、上記の障がい福祉サービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村及び都道府県が主体となって取り組む事業です。

● 必須事業

- ◆ 理解促進研修・啓発事業 ◆ 自発的活動支援事業 ◆ 相談支援事業
- ◆ 成年後見制度利用支援事業 ◆ 成年後見制度法人後見支援事業 ◆ 意思疎通支援事業
- ◆ 日常生活用具給付等事業 ◆ 手話奉仕員養成講座研修事業 ◆ 移動支援事業
- ◆ 地域活動支援センター事業

● 任意事業

- ◆ 日中一時支援事業 ◆ 訪問入浴サービス事業

第3期障がい児福祉計画

令和8年度までの成果目標

障がい児に対する支援を行うため、国の基本指針に従い以下の目標を定めました。

● 障がい児支援の提供体制の整備等

国では、児童発達支援センターを各市町村に配置し、保育所等訪問支援の体制を充実させることで、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを求めています。また、主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目標としています。

「児童発達支援センター」や「保育所等訪問支援」、「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」については、現在町内あるいは中和圏域内に該当する事業所が設置されているため、目標を達成していることから、県・圏域内の自治体・事業所と連携して、引き続きサービスの充実を図るものとします。

● 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国では、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、関係機関の協議の場の設置やコーディネーターの配置を求めています。

本町においても、国の指針に基づいて目標を設定し、引き続きコーディネーターの配置を行います。また、医療的ケアを必要とする児童に関して他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。



障がい児福祉サービス

障がいのある子どもを対象とした、児童福祉法に基づくサービスです。

- ◆ 児童発達支援
- ◆ 放課後等デイサービス
- ◆ 保育所等訪問支援
- ◆ 居宅訪問型児童発達支援
- ◆ 医療型児童発達支援
- ◆ 障がい児相談支援
- ◆ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

計画の推進体制

1

住民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携

障がい福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、広範囲にわたっています。その理念を具現化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、そして住民の参画が必要不可欠です。そのため、住民と行政の連携をより一層強め、計画の周知・啓発を積極的に実施し、実現に向けて取り組んでいきます。

2

庁内推進体制の充実

多岐にわたる施策の効果的かつ確実な実施のために、関連各部署や関係機関との連携をさらに強化し、重層的な支援を見据えた庁内の推進体制をより充実します。また、全ての職員が各自の職務を遂行することができるよう、障がい者福祉に関する知識と意識を高めていきます。

3

当事者の参加促進

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法等について、障がい者との意見交換の場を設け、本人やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

4

国・県・近隣市町村との連携

障がい者及び住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援等、近隣市町村と広域的な連携とネットワークの強化を図り、計画を推進します。

5

進捗状況の把握

計画に定める事項の進捗状況については、定期的に点検及び評価を行うとともに、広陵町障がい者施策推進協議会に報告し、必要があると認められるときは計画の見直しを行うなど、着実な計画の推進に努めます。

広陵町第4期障がい者計画
広陵町第7期障がい福祉計画
広陵町第3期障がい児福祉計画
【概要版】

発行日：令和6年3月
発行：広陵町けんこう福祉部社会福祉課

〒635-0821 広陵町大字笠161番地2
TEL:0745-55-6771 FAX:0745-54-5324